

川崎市幸区選挙管理委員会告示第14号

令和8年3月1日における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の1日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおりとします。

令和8年2月20日

川崎市幸区選挙管理委員会

委員長 乙 訓 豊 詞

登録を行う日 令和8年3月2日